

# 中心市街地での 商業、サービス業の事業主の方を応援します。

## 入善町元気な商店街再生事業補助金を創設しました

中心市街地での店舗の減少を食い止めるとともに、まちなかでの賑わいを創出するため、商店等の新築や買取り、リニューアル、備品購入などの設備資金に支援を行います。

### ● 補助対象エリア

- ・起業チャレンジ応援事業で定める中心市街地指定地域

### ● 補助対象者

- ・商業、サービス業(第3次産業) ※ただし、従業員数10名未満の店舗等
- ・町税の滞納がない者

### ● 補助対象経費等

- ・店舗等の新築、増築費用
  - ・空き店舗等の取得費用
  - ・店舗等の改築費用
  - ・店舗新築等に伴う什器備品の取得費用
- ※補助対象経費下限額は100万円以上

### ● 補助率

補助対象経費の1/3以内

※ただし、商店主の親族等が店舗の営業を引き継ぐ際の新築等については、1/2以内

### ● 補助限度額

1件あたり100万円

※ただし、商店主の親族等が店舗の営業を引き継ぐ際の新築等については、200万円

### ● 申請方法

事前に商工会と相談の上、次の書類を提出してください。

- (1)様式第1号「入善町元気な商店街再生補助金交付申請書」
- (2)関係書類(事業計画書、収支予算書)
- (3)町税滞納有無調査承諾書
- (4)請求兼振込依頼書
- (5)債権者登録申請書(町に登録のない方のみ提出)

#### ■問い合わせ先

入善町役場 キラキラ商工観光課 商工観光係  
〒939-0693  
富山県下新川郡入善町入膳3255番地  
TEL 0765-72-1100(内線323)  
FAX 0765-74-2108

## 入善町元気な商店街再生事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、入善町の中心市街地において商店街の魅力向上につながる店舗等の新築・増築等を支援し、商店の減少を食い止めるとともに、「まちなか」の賑わいを創出することにより、もって元気な商店街を再生するため、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号）に定めるもののほか、入善町元気な商店街再生事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地指定地域 入善町中心市街地活性化基本計画（平成12年3月策定）において「中心市街地活性化区域」として指定した区域をいう。
- (2) 後継者 中心市街地指定地域において、小売業その他の商業等（製造業を除く。以下同じ。）を営んでいる者（以下「事業者」という。）の3親等以内の親族であって事業を承継する目的をもって就業する者をいう。
- (3) 店舗等 事業者の店舗又は事務所をいう。

### (交付対象者)

第3条 町長は、次に掲げる要件の全てに該当する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 中心市街地指定地域において商業等を営んでいること。ただし、店舗等における従業員が10人未満であること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 商業等の内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当しないこと。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の対象とする経費は、中心市街地指定地域における店舗等の新築、増築、改築、改装、買取り、移転改装又はそれらに伴い取得す

る什器備品等の取得に要する費用（以下「設備費用」という。）とし、事業主体別の補助率等は次の表のとおりとする。ただし、空き店舗等を利用した移転改装については、入善町起業チャレンジ応援事業補助金の交付を受けた者を除く。

| 事業主体 | 補助率         | 限度額   | 条件   |
|------|-------------|-------|--|
| 事業者  | 設備費用の3分の1以内 | 100万円 | 設備費用が100万円を超えること。<br>後継者にあつては、就業後5年以内の者に限る。<br>事業主体が行う同一業種かつ同一店舗等に対する補助金の交付は1回に限る。 |
| 後継者  | 設備費用の2分の1以内 | 200万円 |  |

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、入善町商工会において事前審査を受け、かつ、入善町商工会長の推薦を得て、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 入善町元気な商店街再生事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 補助金返還についての誓約書（様式第1-2号）
- (5) その他町長が補助金の交付に必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、入善町元気な商店街再生事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により前条の申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の交付を適当と認めないときは、理由を付して、その旨を前条の申請をした者に通知する。

（実績報告書）

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「通知を受けた

者」という。)が、事業を完了したときは、速やかに入善町元気な商店街再生事業補助金実績報告書(様式第3号)に、必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第8条 通知を受けた者は、事業及び収支に関する事項を明確にした書類及び帳簿を整備し、補助金交付後5年間は保管するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を受けている者が第3条の規定による補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 偽り、その他不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業を休止し、若しくは廃止し、又はこれと同様の状態にあると認められるとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日から起算して2年を経過する日までに廃業したとき。
- (5) 前条の規定により報告された収益状況が、交付申請時の計画から著しく悪化するなど、補助事業の成果が認められないと判断されたとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。